

帯広市水道事業給水条例の一部改正について  
帯広市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 10 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市水道事業給水条例の一部を改正する条例

帯広市水道事業給水条例（平成 10 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「指定をした者（）」の次に「法第 25 条の 3 の 2 に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。」を加える。

第 25 条第 1 項第 1 号中「事業者の指定」の次に「（指定の更新の場合を含む。）」を加え、同条第 2 項中「指定」の次に「又は指定の更新」を加える。

第 27 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に、「申し込み」を「申込み」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（説 明）

水道法の一部改正に伴い、指定給水装置事業者の指定に更新制度を導入するほか、所要の整備をするため、条例の一部を改正しようとするものである。